平成２５年（フ）第１７号
香川県小豆郡土庄町肥土山甲744番地１
債務者　橋本　博司
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第４号
香川県仲多度郡まんのう町帆山707番地５
債務者　岩瀬　和紀
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２７号
長崎県長崎市中里町16番地
債務者　荒木　健司
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
福島県いわき市平下荒川字諏訪下70番地の１
リベロポンテ101
債務者　木田　浩美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第６１号
岐阜市上土居４丁目４番15号ドミール神谷101号室
債務者　植村　鐘二
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３６３号
愛知県あま市本郷取替13番地　エールブランシュ102号
債務者　牧之瀬瑠利
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９号
大津市真野普門１丁目８番20号、住民票上の住所大津市八屋戸2217番地の90
債務者　齊藤美知子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８７号
兵庫県加古川市米田町平津458番地の５
債務者　藤池　鋭易
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２１３号
広島市西区井口５丁目２番39―210号
債務者　堀内　　仁
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４８号
広島市安佐南区川内３丁目１番31号
債務者　貞光　孝治
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―461号
債務者　髙橋まどか
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３号
広島市東区曙２丁目８番４号
債務者　永井　賢一
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
北九州市門司区大字大積900番地２
債務者　香月　　操
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０１号
福岡県北九州市小倉南区葛原本町５丁目９番35号Ａ―201
債務者　伊藤みゆき（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０７号
北九州市八幡東区中央１丁目４番５―911号
債務者　吉住　友実
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１１号
北九州市小倉北区金田２丁目１番12号ふじ荘５号
債務者　大山　忠徳
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２０号
北九州市八幡東区山路１丁目６番26号
債務者　福田　文子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部